平成２１年（フ）第９５６号
岡山市中区高島新屋敷515番地13
債務者　花坂　幸二
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４９号
岡山市南区福富西１丁目６－６佐々木コーポⅠ－８号室、住民票上の住所岡山市北区下伊福西町７番32―208号
債務者　住友　節子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９号
岡山市北区御津国ケ原94番地
債務者　小早川　崇
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２号
岡山市東区神崎町2183番地
債務者　森　　克彦
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４４４号
東京都豊島区巣鴨４丁目40―１
債務者　菊地裕理子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４９０号
東京都北区浮間１丁目14―10―202
債務者　清水　和臣
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５６号
奈良県宇陀市室生区三本松3171番地の５、居所三重県名張市百合が丘西４番町85番地
破産者　笹尾　龍一
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
奈良県香芝市北今市７丁目873番地の１　グローリータウンＡ102号
破産者　イマージュこと　芝下　恭吾
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
奈良県磯城郡川西町大字結崎588番地の１
ローズハイツ11号
破産者　前川　節子
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第２８号
大分県佐伯市蒲江大字竹野浦河内879番地２
破産者　小川喜代子
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
岩手県大船渡市盛町みどり町12番地２
破産者　千葉　研治
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１９３号
岩手県大船渡市大船渡町字永沢32番地４
破産者　細田千賀子
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１６９７号
仙台市太白区東郡山１丁目９番15―301号
破産者　清水　一広
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６９号
仙台市泉区鶴が丘２丁目10番地の30
破産者　櫻井　康信
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
宮城県柴田郡柴田町船岡東３丁目１番34号
破産者　坂口　仁美
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４８号
新潟県佐渡市河原田本町178番地
破産者　三浦　善弘
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第４３号
静岡県下田市４丁目８番31号　大隅コーポラス406、旧住所静岡県賀茂郡松崎町櫻田80番地の４
破産者　石田みどり
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２０年（フ）第１８７２号
愛知県春日井市出川町２丁目29番地の１　マリーガーデン201号青木方、住民票上の住所名古屋市西区栄生３丁目17番15号
破産者　梅本　和男
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部